

平成29年度 第2回 周南市地域自立支援協議会

日 時：平成29年11月30日（木）15時00分～

場 所：周南市文化会館 地下展示室

定例協議会 次第

1. 議 事

- ・ 第5期周南市障害福祉計画・第1期周南市障害児福祉計画の策定について

2. 報 告

- ・ 周南市障害者デイサービスセンター及びつくしの家の事業移行について

3. その他

4. 第3回周南市地域自立支援協議会の開催について

- ・ 日時 平成30年1月9日（火） 15時～
- ・ 場所 周南市文化会館 地下展示室

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について

1 第5期周南市障害福祉計画・第1期周南市障害児福祉計画の構成案

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 周南市の障害児・障害者の現状と課題
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 成果目標と達成のための取組
- 第5章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策
- 第6章 障害児通所支援等の見込量と今後の方策
- 第7章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組

2 <第3章>第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本的な考え方について

<策定方針>

国の示す基本的指針に基づき、本計画の「基本的な考え方」を示します。

(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本的な考え方

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現し、障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者が適切に情報を得て、自分の想いを表現できるよう支援されることが必要です。障害特性に応じた意思疎通支援の促進に努めます。

②身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

山口県と連携しながら、周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位として、障害種別によらず個々の障害者に必要な支援が提供されるよう取り組みます。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

関係機関が連携して切れ目のない支援が行えるよう、ネットワークの体制整備に努めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組 【新規】

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域での仕組み作りや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に努めます。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援 【新規】

障害児通所支援等の体制を整備し、障害児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

①圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の確保

山口県と連携しながら、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）の計画期間内の周南市における障害福祉サービスの必要量を見込み、見込量や求められるサービスなどを事業所等へ周知し体制整備を働きかけます。

②グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備について協議の場を設置し、検討します。

③福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進や、地域の企業、関係機関との協力、連携を図りながら、障害者の福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、一般就労後の定着について、事業所、関係機関などと連携し支援の充実を図ります。

周南市障害者施設共同受注センター協議会と連携して、市業務の福祉施設等への受注機会の拡大、優先発注に取組みます。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

①相談支援体制の構築

サービスの適切な利用の支援や各種のニーズについて、きめ細やかに対応するため「障害者総合相談支援事業」を行い、よりいっそう支援の充実を図ります。

地域における相談支援の中核的役割を担う、「基幹相談支援センター」と連携し、市及び事業所間のネットワークの強化に努めます。

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域で暮らしたいと希望される施設入所者等の退所等支援が円滑に行われるよう、適切な支援が提供されるとともに、地域で安心して生活を送るために必要なサービス等の提供について、関係機関と連携して支援体制の確保に努めます。

③周南市地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会には、障害者支援における地域の課題に関わる現状や解決方法などを話し合うため、専門部会や相談支援会議を設置しています。これらと共同して、個別の相談事例から社会資源の活用や開発につながる相談支援体制の構築を図ります。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 【新規】

①地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の構築を進めます。

②保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

障害児の早期の発見・支援を進め、就学や卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、保育、保健医療、教育との連携を図ります。

③地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用して、保育所や小学校、放課後児童クラブなどの育ちの場での支援体制を構築することで、障害児の地域社会への参加及び包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児、医療的ケア児などの特別な支援が必要な障害児が、障害児通所支援等の必要な支援を受けることができるように、関係機関の協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。

強度行動障害、高次脳機能障害、虐待を受けた障害児については、専門的な支援が必要であることから、山口県や関係事業所などと連携した支援に取組みます。

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

乳幼児期からの継続的な関わりにより障害児の発達を支援し、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携の中心となる、障害児相談支援について、提供体制の確保を図るとともに、質の確保と向上に努めます。

3 <第4章>平成32年度の成果目標と達成のための取組み

<策定方針>

指針に示された成果目標について、目標値とともに達成のための取組を示します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに施設入所から地域生活へ移行する障害者数について国の考え方は、継続入所者※22人を除外した平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行するとともに、平成32年度末の施設入所数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減するというものです。山口県では、この考え方を基本に、実現可能な目標設定をするよう求めています。

これを踏まえ、本市の目標値を次のとおりとします。

項目	数 値		備 考
基準時点の施設入所者数(A)	229	人	※平成28年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数(B)	224	人	※平成32年度末の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	5	人	※平成32年度末までの削減数
	2.2	%	
【目標値】 地域生活移行者数	14	人	※平成32年度末までの地域移行者数
	6.1	%	

※継続入所者：整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の者であって、整備法による改正後の指定障害者支援施設等の指定を受けた当該級指定施設等に引続き入所しているものをいいます。周南市では22人です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【新規】

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、今計画期間内に、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数について、山口県との協議の下、目標値を設定しています。

項目	数 値	項目	数 値
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数（総数）	333人	地域移行に伴う基盤整備量	67人
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	103人	地域移行に伴う基盤整備量	26人
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	230人	地域移行に伴う基盤整備量	41人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

施設入所や精神病床から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどの住まいや日中活動の場が確保されるよう、サービス提供体制の確保を進めるとともに、障害者の地域生活を支援する機能を持つ拠点等の整備について、協議の場を設置し検討します。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行促進

よりよい地域生活のための財源を獲得するために、能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるよう就労支援を充実します。国及び山口県の設定する成果目標に準じて、本市においても以下の成果目標を設定します。

項目	数 値		備 考
(1) 基準年度の 一般就労移行者数	9	人	※平成28年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	14	人	※平成32年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労する者の数
	1.5	倍	
(2) 基準年度の就労移行支援 利用者数	22	人	※平成28年度末の就労移行支援利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行支援 利用者数	36	人	※平成32年度末の就労移行支援利用者数

(3) 就労移行支援事業所の就 労移行率	平成32年度中の本市における、就労移行支援事業所の就労移行率3割以上の事業所を、全体の5割以上とする。
(4) 【新規】 就労定着支援利用者の1 年後の職場定着率	各計画年度における、支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、その他関係機関と連携・協力しながら、目標達成に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 【新規】

指針に基づき、障害児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を、保健、医療、保育、教育などの関係機関と連携し構築に努めます。

これらのことについての成果目標は、次のとおりです。

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

障害児の重度化や多様化に対応するため、専門的機能を持つ児童発達支援センターを設置することが目標とされました。本市では、児童発達支援センター「鼓ヶ浦つばさ園」が開設されています。

また、障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築が目標とされました。現在は、「鼓ヶ浦つばさ園」がサービスを実施しています。

②主に重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

※重症心身障害児：重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した児。

重症心身障害児等が障害の程度によらず、身近な地域で児童発達支援及び放課後等デイサービスの支援を受けることができる事業所を設置することが目標とされました。

重症心身障害児を主たる対象とする放課後等デイサービス事業所は、「鼓ヶ浦つばさ園」が開設されていますが、児童発達支援事業所は開設されていません。

今後、関係事業所との協議を進め、確保に向けて取組みます。

③医療的ケア児※支援のための関係機関の協議の場の設置

※医療的ケア児：人工呼吸器、たんの吸引、胃ろうなどの医療的ケアが日常的に必要な児。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとされました。

平成30年度末までに、関係機関の協議の場を設置するものとします。

また、関係機関との調整を担う、医療的ケア児支援コーディネーターの配置に取り組みます。

4 <第5章>障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

(1) 訪問系サービス

① 4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
居宅介護	延利用時間	予 想	15,399	15,599	15,799
		実 績	10,618	9,954	10,400
	利用者数 (人/月)	予 想	77	78	79
		実 績	69	61	61
重度 訪問介護	延利用時間	予 想	27,414	32,074	36,734
		実 績	22,823	23,245	23,756
	利用者数 (人/月)	予 想	5	6	7
		実 績	4	4	4
同行援護	延利用時間	予 想	1,595	1,755	1,915
		実 績	1,407	1,538	1,644
	利用者数 (人/月)	予 想	20	22	24
		実 績	17	18	18
行動援護	実績がありません				
重度障害者 等包括支援	実績がありません				

② 5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
居宅介護	延利用時間	10,400	10,740	11,080	11,420	+6%
	実利用者数	61	63	65	67	
重度訪問介護	延利用時間	23,756	29,456	35,156	35,156	+19%
	実利用者数	4	5	6	6	
同行援護	延利用時間	1,644	1,804	1,964	2,124	+18%
	実利用者数	18	20	22	24	

③ 今後の方策

障害者の地域生活を支えるためには、必要とされるサービスの量的な拡大と、障害者個々に対応したサービスの質的な向上を図る必要があります。

計画相談を通じたニーズの把握に努め、障害の種別や程度に関わらず質の高いサービスを提供できるよう、事業所に対し人員体制の確保や研修への参加を促します。

(2) 日中活動系サービス

① 4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
生活介護	延利用日数	予 想	80,695	82,135	83,815
		実 績	76,842	78,370	81,191
	利用者数	予 想	324	330	337
		実 績	306	316	328
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	予 想	436	436	436
		実 績	7	128	1,124
	利用者数	予 想	2	2	2
		実 績	1	1	9
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	予 想	3,095	3,855	4,995
		実 績	2,302	2,363	2,580
	利用者数	予 想	16	20	26
		実 績	14	13	15
就労移行支援	延利用日数	予 想	5,596	7,096	8,846
		実 績	3,446	3,656	4,124
	利用者数	予 想	27	33	40
		実 績	19	18	21
就労継続 支援 (A型)	延利用日数	予 想	8,910	11,310	13,510
		実 績	6,899	8,717	11,071
	利用者数	予 想	27	33	40
		実 績	32	38	49
就労継続 支援 (B型)	延利用日数	予 想	55,299	58,519	59,209
		実 績	47,935	51,636	54,218
	利用者数	予 想	239	253	256
		実 績	211	230	242
療養介護	人 分	予 想	36	37	38
		実 績	35	34	36
短期入所	延利用日数	予 想	2,740	3,275	3,916
		実 績	2,143	2,042	2,367
	利用者数	予 想	37	43	53
		実 績	28	30	35

② 5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
生活介護	延利用日数	81,191	88,151	94,631	98,231	+11%
	実利用者数	328	366	393	408	
生活介護	延利用日数	75,911	82,871	89,351	92,951	(継続入所 者を除く)
	実利用者数	306	344	371	386	

自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	1,124	1,344	1,784	2,224	+65%
	実利用者数	9	10	12	14	
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	2,580	3,530	6,950	8,090	+229%
	実利用者数	15	22	40	46	
就労移行支援	延利用日数	4,124	5,149	6,584	7,199	+40%
	実利用者数	21	26	33	36	
就労継続支援 (A型)	延利用日数	11,071	13,071	16,321	18,571	+42%
	実利用者数	49	57	70	79	
就労継続支援 (B型)	延利用日数	54,218	63,648	69,168	72,848	+14%
	実利用者数	242	283	307	323	
就労定着支援 【新規】	人 分	—	18	23	25	+39%
療養介護	人 分	36	37	38	39	+5%
短期入所 (福祉型)	延利用日数	2,252	2,484	2,720	2,982	+120%
	実利用者数	31	33	36	40	
短期入所 (医療型)	延利用日数	115	120	144	168	+46%
	実利用者数	4	5	6	7	

③今後の方策

総合支援学校や事業所へのアンケートでは、生活介護や自立訓練サービスへのニーズが見込まれていることから、見込量を確保し、日中活動の充実を図ります。

就労支援については、障害特性や能力に応じたサービスの選択が可能となるよう、事業者に働きかけを行い、サービスの充実に努めます。また、一般就労移行後に安定した生活が維持できるよう、新しいサービスである「就労定着支援」の実施体制の確保に向け、関係事業所などとの協議を進めます。

(3) 居住系サービス

①4期の実績

(3) 居住系サービス

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	予 想	67	74	84
		実 績	68	73	81
施設入所支援	人 分	予 想	254	251	247
		実 績	249	249	250

②5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	81	86	91	101	+17%
施設入所支援	人 分	250	249	247	245	-2%
施設入所支援	人 分	228	227	225	224	(継続入所 者を除く)
自立生活援助 【新規】	人 分	—	—	—	—	—

③今後の方策

施設入所者等の地域移行を進めるために必要なサービスの確保に努めるとともに、障害者が地域で安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点の整備について、協議の場を設置し、検討を進めます。

自立生活援助については関係事業所と協議し、サービスの提供について検討します。

(4) 指定相談支援サービス

①4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
計画相談支援	人 分	予 想	804	847	881
		実 績	673	882	944
地域移行支援	人 分	予 想	1	2	3
		実 績	0	0	0
地域定着支援	人 分	予 想	3	6	10
		実 績	0	0	0

②5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	人分	944	1,054	1,141	1,195
地域相談支援 (地域移行支援)	人分	0	2	3	5
地域相談支援 (地域定着支援)	人分	0	0	0	0

③今後の方策

相談支援業務に従事する相談支援専門員は、障害者に最適な支援につなげることができるよう、資質の向上が求められることから、相談支援事業所に人材の確保と育成を働きかけるとともに、周南市地域自立支援協議会の相談支援会議の活動などを通じて、スキルアップを図ります。

5 <第6章>障害児通所支援等の見込量と今後の方策

(1) 障害児通所等支援

① 4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
児童発達支援	延利用日数	予 想	6,160	6,380	6,600
		実 績	4,865	5,326	6,092
	利用者数	予 想	46	55	66
		実 績	40	48	46
放課後等デイサービス	延利用日数	予 想	10,802	12,963	15,555
		実 績	12,042	15,918	19,984
	利用者数	予 想	100	120	143
		実 績	110	131	152
保育所等訪問支援	延利用日数	予 想	120	192	312
		実 績	7	22	68
	利用者数	予 想	5	8	13
		実 績	1	2	4
医療型児童発達支援	延利用日数	予 想	—	—	—
		実 績	—	—	14
	利用者数	予 想	—	—	—
		実 績	—	—	1

② 5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
児童発達支援	延利用日数	6,092	6,667	7,472	8,047	+21%
	実利用者数	46	51	58	63	
放課後等デイサービス	延利用日数	19,984	21,982	24,181	26,379	+20%
	実利用者数	152	167	184	201	
保育所等訪問支援	延利用日数	68	104	164	224	+215%
	実利用者数	4	7	12	17	
医療型児童発達支援	延利用日数	14	96	144	144	+150%
	実利用者数	1	2	3	3	
居宅訪問型児童発達支援【新規】	延利用日数	—	24	48	72	+215%
	実利用者数	—	1	2	3	

③ 今後の方策

障害児の支援は、障害児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスの充実に努めるとともに、医療的ケア児や重症心身障害児などの通所が難しい障害児についても、事業所や関係機関と連携し、支援やサービスを受けることができるよう努めます。

④医療的ケア児支援コーディネーターの配置【新規】

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
医療的ケア児支援コーディネーターの配置数	人	—	1	1	1

医療的ケア児の支援は、保健、医療、保育、教育などの関係機関による連携が必要となるため、各機関との調整を図る「医療的ケア児支援コーディネーター」の配置が必要となります。

コーディネーターの養成に向けて、研修等の参加を関係事業所などに働きかけます。

(2) 障害児相談支援

① 4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29（見込み）
障害児相談支援	人 分	予 想	203	232	265
		実 績	190	225	256

② 5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
障害児相談支援	人分	256	277	301	323

③ 今後の方策

児童期は、入学、卒業など生活場面の変化が大きい時期です。ライフステージに応じた切れ目の無い支援が提供されるよう、相談支援専門員と保育、保健医療、教育などの機関が連携して支援を行うことができるよう、連携体制の整備に努めます。

7 地域生活支援事業の見込量と事業への取組

<策定方針>

国が示す、第5期障害福祉計画において市が定めるべき事項について、成果目標を定めます。

(1) 理解促進・研修啓発事業

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

第4期において継続的に実施。

第5期においても、周南市、周南市地域自立支援協議会が主催する、「障害者の福祉を考える集い」を年1回開催します。

障害者週間などの機会に、障害者福祉に関わる特集を広報に掲載します。

(2) 自発的活動支援事業

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

第4期において継続的に実施。

第5期においても、自立した生活が営むことができるよう、情報交換のできる講演会、相談会などを家族会等が実施します。

(3) 相談支援事業

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

平成27年度から、「障害者総合相談支援事業」の委託事業所を4事業所とし、相談支援の充実を図っています。

また、平成27年度には、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置しました。市及び相談支援事業所間のネットワーク構築の要となっています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	2	2	2

判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者を支援し保護するため、親族等からの成年後見制度利用の申し立てが期待できない場合に、市長が申し立て等を行う事業です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

法人後見業務は、周南市社会福祉協議会が行う法人後見業務との連携を図りながら、障害者が適切に成年後見制度を利用できるよう取り組みます。

(6) 意思疎通支援事業

区 分	単位	H29	H30	H31	H32
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数	630	630	630	630
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2

情報の取得が困難な人が、必要な情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

区 分	単位	H29	H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	給付件数	15	15	15	15
自立生活支援用具	給付件数	30	30	30	30
在宅療養等支援用具	給付件数	15	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数	35	35	35	35
排泄管理支援用具※	給付件数	3,771	3,800	3,800	3,800
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	10	10	10	10
小 計	給付件数	3,876	3,905	3,905	3,905

※排泄管理支援用具は、1か月分を1件とする。

今後も制度の周知などに努め、事業の充実を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修支援事業

区 分	単位	H29	H30	H31	H32
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	20	20	20	20

聴覚障害者等との交流活動の促進のための支援者として期待される、手話表現技術等を習得した手話奉仕員を要請するための講座を開催します。

(9) 移動支援事業

区 分	単位	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	延利用時間	1,180	1,190	1,200	1,210
	実利用者数	21	22	23	24

障害特性に応じた適切な支援が提供できるよう、サービス提供事業所に対し、障害福祉サービスの同行援護、行動援護などに関連した研修の情報提供を行います。

(10) 地域活動支援センター

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
I 型 (精神障害者地域生活支援センター)	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	180	180	180	180
II 型 (地域活動支援センター)	実施箇所数	—	1	1	1
	実利用者数	—	20	20	20
III 型 (福祉作業所)	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	8	8	8	8

市の委託事業の見直しを行い、平成30年度から地域活動支援センターを開設します。

障害者の地域生活支援と社会参加促進のために、市としても必要な助言等を行い、事業の充実を図ります。

(11) その他の地域活動支援事業

地域生活支援事業名	周南市の行う事業名	
日常生活支援	訪問入浴サービス	○身体障害者訪問入浴サービス事業
	生活訓練等	○療育訓練参加促進事業 ○療育専門職員招へい事業
	日中一時支援	○障害児通所事業 ○日帰りショートステイ事業
社会参加支援	スポーツ・レクレーション教室開催等	○身体障害者体育大会開催事業 ○心身障害者（児）スポーツ等参加促進事業
	点訳・声の広報等発行	○点訳・声の広報等発行事業
	奉仕員養成研修	○点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業
社会参加支援	自動車運転免許取得・改造助成	○障害者運転免許取得助成事業 ○障害者自動車改造助成事業
	その他社会参加支援	○地域活動支援センター運営事業

地域生活支援事業についても、周南市地域自立支援協議会の協議、検討を踏まえ、必要な事業を検討し、計画的に実施します。